

第4回岩手県分権推進会議議事の論点

県と市町村の二重行政について

国の地方分権改革推進委員会第1次勧告によると、国と地方の役割分担が重複型であるものについては、地方に一元化して実施することを基本として、新たな「区分け」の線引きを行う必要があるとされている。

また、重層型であるものについては、法令による義務付け、枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しが必要であり、関与型であるものについては、原則廃止することを基本として、法令による義務付け、枠付けや関与の見直しが必要であるとされている。

県と市町村の二重行政を考えるに当たっても、検討すべき事務・事業における県と市町村の役割分担の現況に沿って分類した上で、問題点や解決策を検討していく必要があるものとする。

・重複型二重行政について

法令上、事務・権限が県、市町村のいずれにも専属しておらず、県と市町村がそれぞれ処理することが許容されており、結果として県と市町村の役割が明確でないまま二重行政となっている事務・事業については、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則にしたがって見直し、「区分け」の線引きが行われるべきと考える。見直しの結果、県と市町村で重複して行われている事務・事業について、市町村のみで処理することとする場合においては、財政的な裏付けが必要となるものもある。そのようなものについては、市町村への財政上の手当てについて、県は、明確かつ具体的に示すべきである。

なお、「区分け」の実際の線引きについては、法令上の規定を、単に「地方公共団体」の責務・役割に止めるのではなく、「都道府県」の責務・役割、「市町村」の責務・役割と具体的に責務・役割を分けて規定することが、重複を排除するためには、最も有効と考える。

例えば、高齢者虐待の防止や保護に関しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律において、総則的に国と地方公共団体の責務を規定するのみでなく、市町村が一義的に各種の具体的な事務を執行し、都道府県は市町村相互間の連絡調整、情報の提供、援助、助言を行うことが役割として規定されており、それぞれの役割分担が明確にされている。

それゆえ、法令を所管する省庁において、全国知事会や全国市長会と綿密に協議する等、都道府県や市町村の意見を十分に聴取した上で、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則にしたがい、都道府県と市町村のそれぞれの役割を具体的に法文上に盛り込むべきである。

もっとも、国が政策の大枠を基本計画で定め、その基本計画に沿って都道府県が基本計

画を定め、さらにその都道府県の計画に沿って市町村が基本計画を定めて事務・事業を進めていくような場合（例えば男女共同参画の推進、食育の推進等）は、地方の実情を政策に反映するために、県と市町村の役割の分担について法律で全国一律に規定することが適当でないこともある。このような事務・事業においては、県が計画を作成する段階で、県と市町村の役割分担について両者間において十分に協議することが必要であると考え。

また、現在、国と地方の重複的二重行政となっていて、国の地方分権改革推進委員会が地方に一元化することを求めていくこととなる事務・事業にあつては、将来の都道府県と市町村の二重行政を避けるため、区分けの線引きの段階で、単に「地方」に一元化するのではなく、もう少し踏み込み、「都道府県」、「市町村」のいずれの事務・事業とするのかについてまで検討するよう求めたい。

・重層型・関与型二重行政について

県が全県的な指針や全県一律の基準を策定し、市町村がその指針や基準にしたがい事務事業を実施するもの（重層型）あるいは地方が実施する事務に関して、県が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの（関与型）に係る二重行政については、国の地方分権改革推進委員会の提言と同じであり、義務付けや関与を廃止、縮小する方向で検討すべきと考える。

なお、このことについては、この分権推進会議の場でも昨年来主張してきたところであり、繰り返しとなるが、通達等による過剰な関与や事実上活用されていない、あるいは活用方法が不明な知事等への報告並びに国、県で重複した調査などについて、廃止や内容の簡素化等を積極的に進めるべきである。

また、振興局に関しては、4つの広域振興局に再編する方向で現在作業が進められているが、そのこと自体に異議を唱えるものではない。ただ、その中身が屋上屋を架すような行政、住民から見ても分かりにくい行政であるならば問題である。そのようなこととならないよう、広域振興局のあり方については、十分に検討すべきである。広域振興局体制の整備の基本的な考え方の留意事項において、県と市町村の二重行政の解消ということが掲げられていることから、よもやそのようなことは無いと確信しているが、広域振興局として再編されても、それが単なる進達機関であれば二重行政の解消とはならないどころか、広域振興局から離れた市町村にとっては協議等に要する時間が増加し、行政の停滞を招きかねない。それゆえ、広域振興局での自己完結性を高めるよう、県組織内部での権限移譲を十分に進めていかなければならない。